

当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）からの 意見の反映方法について（案）

- 平成 30 年 7 月 6 日に国から発出された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の 4 (2) 「当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」において、「社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求める」とし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。」旨が示されている。
- このため、第三次大阪府社会的養育体制整備計画の策定に当たっては、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）からの意見を聴取の上、最大限、計画の内容に反映しなければならない。
- については、意見聴取に係る考え方を、「①目的（何のために）」⇒「②手法（どのような方法で）」⇒「③対象（誰に）」⇒「④内容（何を聞くか）」の順に、以下のとおり整理し、進めていくこととしたい。

<考え方の整理>

①目的：当事者である子どもから意見を聴取することの意義は、里親や施設職員、行政や支援者等では気づき得ない、当事者だから感じる社会的養護の課題や改善点を抽出することにあると考える。



②手法：このような情報を聴取するという点においては、質問者が定めた項目に関する定量的な傾向を読み取ることに適したアンケート形式よりも、「なぜ」「どうして」といった定性的な掘り下げまで可能なインタビュー形式による手法が望ましい。



③対象：その際には、自身の社会的養護の経験が自分の人生にとってどのような意味合いを持つか、当時の環境にどのような課題や改善点が見受けられたか等について、振り返りが可能な段階に達していることが必要であることから、「社会的養護経験者」を対象として考えることとしたい。ただし、社会的養護にも様々な種別があることを念頭に、大きな層である「里親」「児童養護施設」と、親子での入所が可能であるという特性を踏まえて「母子生活支援施設」の 3 種から対象者を抽出することとしたい。



④内容：聞き取りについては、各自が経験した社会的養護について、アドミッションケアからアフターケアまでの 4 つの局面における、自身の体験に基づく具体的な課題及び改善が必要であった点を中心に行うこととしたい。